

事務連絡
令和3年2月1日

事業者 各位

武雄市 資産管理課
契約検査監 古川 清 茂

市発注公共工事等における新型コロナウイルス感染症対策に
関する取扱いについて

このことについて、昨年から標記内容への対応について、関係者への周知や指導のお願いがされているものと存じます。

今般、佐賀県内及び武雄市内でも標記感染者が確認されており、今後もさらに増加のケースも想定されるため、これまでの状況を鑑み基本的には国、県等の方針や指導を尊重し可能な範囲で対応していくことで考えております。

については、下記のとおり対応方よろしく申し上げます。

記

○基本的対応

- ・打合せ時にはマスク着用を徹底し、相手方にも協力を求め、濃厚接触を極力避けること。
- ・日頃から現場等における関係者の健康管理には十分留意し、感染予防の対応を徹底するとともに、また連絡体制を整え緊急時にも対応できるよう努めるものとする。

○県内発生を受けての対応

- ・令和2年2月25日付、国土入企第52号の「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」を基本に、工事対応を図るものとする。
- ・武雄市の工事、委託等の検査については、当面の間、下記のとおりとします。

(工事検査)

- ・書類検査には立会を求めず、内容等不明な点は電話等での聞き取りによる確認を行う。
- ・現場検査は必要最低限での検査とし、時間短縮に努めるものとする。

(委託検査)

- ・工事検査の書類検査と同様とする。
- ・今後、武雄市内での発生や国、県の取扱い等の別途指示があれば適宜周知を図っていく。